

# 委 託 契 約 書

上田市（以下「甲」という。）と 株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、委託業務について次のとおり契約をする。

## （委託業務）

第1条 甲は、乙に一般廃棄物のうち、市が収集、運搬及び処分をする場合に徴収するごみ処理手数料の徴収事務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙が業務を行う店舗は、〇〇〇〇上田店とする。

## （委託業務の処理）

第2条 この契約に基づく委託業務の処理方法は、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）の定めるところによる。

2 乙は、前項の要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

## （委託期間）

第3条 委託期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年3月31日までとする。

2 委託期間満了時において、乙から甲に対し何ら契約解除の意思表示がない場合、さらに1年間の契約を更新するものとする。

## （委託料）

第4条 第1条に定める委託業務に対する委託料は、乙が徴収し収納したごみ処理手数料額の100分の8に相当する額に、消費税及び地方消費税を加算した額（当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。）とする。

## （再委託の禁止）

第5条 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託をしてはならない。

## （業務の確認）

第6条 乙は、当月分の委託業務の処理を終えたときは、甲の定める手続きにより確認を受けなければならない。

## （委託料の支払い）

第7条 乙は、前条に定める確認を受けた後に、甲に当月分の委託料を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

3 甲が、その責めに帰すべき理由により委託料の支払いが遅れたときは、乙は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき、遅延利息の支払いを請求することができる。

4 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定した遅延利息の率を乗じて計算した額とする。

(調査等)

第8条 甲は、委託業務の処理状況について随時調査をし、報告を求め、業務実施について必要な指示をすることができる。

(法令の遵守)

第9条 乙は、委託業務の遂行にあたり、関係法令を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 委託業務処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (2) その責めに帰すべき理由により契約に違反したとき。
- (3) 契約解除の申し入れがあったとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、解除しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により契約の履行ができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 乙は、その責めに帰すべき理由により契約を解除されたとき、又は業務処理上著しい損害を甲に与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。又、委託期間終了後も同様とする。

(契約解除時の引継)

第13条 乙は、契約解除のとき、一切の事務を整理の上、解除の日から5日以内に甲に引継がなければならない。

(疑義の協議)

第14条 この契約に定めのない事項、又は契約事項に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

長野県上田市大手一丁目11番16号  
甲 上田市  
上田市長 土屋 陽一

長野県上田市〇〇〇二丁目〇番〇号  
乙 株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇